

早稲田大学  
図書館所蔵

## 『諸家文書写』の紹介

古典籍の会

(代表 宮崎 肇)

はじめに

早稲田大学図書館には、「荻野研究室収集文書」をはじめとして多くの歴史史料が所蔵されているが、そうした史料の熟覧・研究をするため、二〇一一年、大学院文学研究科日本史学コースの有志による「古典籍の会」を結成し、図書館所蔵史料の読解を続けてきた。今回その成果として、『諸家文書写』の翻刻紹介を行うものである。

『諸家文書写』（全二巻、請求記号・リ五 一六二三 一・二）は、東は常陸から西は九州まで、平安末から近世初頭にいたる文書類五十五点を影写したもので、未翻刻の史料も多く含まれる。影写された文書はほとんどが単一文書であるが、中には巻二の「常陸吉田神社文書」や「宇都宮文書」のように、一定のまとまりのある文書群から抜粋されたものも存する。各巻に収められた文書の配列・構成等については、別掲の「早稲田大学図書館所蔵『諸家文書写』文書目録」（以下、「目録」）を参照されたい。文書によっては、適宜文書名を改めたものもあるが、早稲田大学図書館が公開している「古典籍総合データベース」（以下、「データベース」）の検索の利便性を考え、翻刻と「目録」では、今回修正した文書名と「データベース」で使用されている文書名の両方を併記することとした。この「データベース」

では、文書の日付や差出・充所の情報のみならず、高精細度のカラー画像も公開されており、居ながらにして多くの情報を得ることが出来る。

さて本史料は、文書の原本ではないものの、その中には「常陸吉田神社文書」のように戦火によって既に原本が失われたものや、原本の所在不明なものも多く、文書の内容だけではなく原史料の形態情報をも知り得る唯一の史料として貴重なものである。まず文字の書風や筆跡についてだが、卷一第三号の足利尊氏御判御教書は、尊氏の右筆として初期室町幕府発給文書の中で最も多くの文書を執筆している安富行長の書風を忠実に模したものであり、肥瘦のはげしい筆線や右肩上がりの結構、「被」「執達」「状」「如件」のくずし方等、行長の筆跡上の特徴が忠実に再現されている。また、尊氏の花押形および大きさも観応年間の尊氏花押の特徴に合致する<sup>(1)</sup>。卷二第五号の北条泰時・同時房、第六・七号の北条時頼、第八号の小槻有家等、その花押形や大きさは他の文書に見られる同時期のものと比べても齟齬はなく、<sup>(2)</sup> 原本の情報を忠実に写したものと評価できる。また料紙に関しても、収録文書全てではないものの、法量や破損部に関する情報が盛り込まれたものが多い。墨線によって料紙の縦横が囲まれているもの、天地に水平に二本の朱線を引いて料紙の大きさを示したと考えられるものについては、その寸法を「目録」で示した。

以上のような点から、検討を要する文書も若干含まれているものの、本史料は原本を比較的忠実に模写したものと見て、一定の評価は出来るであろう。本史料のもととなった史料がいかに集められ、いつどこで影写作業がなされたのかという点については全く不明とせざるを得ないが、すでに原本が失われている以上、その情報を伝えるものとして、「データベース」の活用も含め、利用の途を探ることも重要と考え、この紹介をするものである。

なお、翻刻にあたっては、以下の凡例によった。

【凡例】

- 一 文書名は別掲の「目録」に示した文書名を使用し、「データベース」の文書名と異なる場合は、それを（ ）内に表示した。
- 一 原文には適宜読点を加えた。
- 一 改行は原文にしたがった。
- 一 原則として常用漢字をもって記した。但し、原文に使用されている異体字・俗字を適宜用いている。変体仮名は現行の平仮名によって表記した。
- 一 文書の前欠は「」、後欠は「」をもって示した。
- 一 紙損などによる欠失文字は□またはで表示し、残画によって推定できる文字は□の中に入れ、後の文意などから推測できる文字は傍註として表示した。
- 一 人名・年次などの註は（ ）内に、誤記や欠失文字等の校訂註は（）内にそれぞれ入れて傍書した。
- 一 史料調査および翻刻作業にあたった研究会参加者は次の通りである。

青木拓巳、伊藤紋圭、大澤泉、大島創、風間幸、川崎玉幸、久下沼讓、千葉桜子、土山祐之、貫井裕恵、松本卓也（五十音順）

注

- (1) 上島有『足利尊氏文書の総合的研究』（国書刊行会、二〇〇一年）。
- (2) 東京大学史料編纂所編『花押かがみ』二・三（吉川弘文館、一九八一・八四年）。

【翻刻】

『諸家文書写』卷一

○一ノ一 土岐頼貞軍勢催促状（源頼貞軍勢催促状）  
新田義貞打取了、

与党凶徒等為誅伐、引率

軍勢馳參、可被致軍忠候、然者

可被行恩賞之状如件、

建武三年二月十一日 源頼貞（土岐）

○一ノ二 結城宗広遺状（結城道忠直状）

今度朝敵を亡し得ず、空く黄泉

之旅に趣事、多生廣劫迄之忘念也（送）

と覚え候、我後生ヲ弔ハ、供仏施僧

を不可致、増（修）テ構名読經之追責

ヲモ不可成、只朝敵之首ヲ捕テ、我

墓之前ニ懸双テ見すへし、仍遺状

如件、

（結城宗広）  
結木上野入道

建武四年

十月二日 道忠（花押影）

大蔵権少輔とのへ  
（結城親朝）

○本文書、検討の要あり。

○一ノ三 足利尊氏御判御教書（足利尊氏判物）

永福寺雑掌申武蔵国

春原庄内平塚郷事、早任寄附之  
（武蔵入道）

旨、沙汰付下地於彼雑掌、可被

執進請取之状如件、

観応三年七月廿八日（花押影）  
（足利尊氏）

仁木修理亮殿  
（義氏）

○一ノ四 妙雲院文溪聖詮書状（足利満兼判物）

勝光院満兼 足利持氏父

たんこのくにかゝのしやうハ、  
（丹後 国）（加悦）

（丹後与謝郡）

とうしん院殿よりやうとく院殿へ  
（等持）（義徳）

ゆつりまいらせをハしまして候を、  
（足利尊氏）（足利満詮）

早稲田大学図書館所蔵『諸家文書写』の紹介

又やう(義徳)とく院殿よりわれ(く)に

給候て、わつらひなくちきやうの

所にて候ほとに、ゆつりまいらせ候

のちをも、御とふらひ候へく候、

ゑ(水)い(亭)きやう三年

七月十九日

(明)めう雲院(花押影)  
(文溪聖諦)

(実相)しちさう院殿へ  
(義運)

○一ノ五 大内義隆安堵状

長門国大津郡三隅庄幽栖庵

事、任去永正十三年九月七日・大永

五年七月十一日(大内義興)凌雲院殿裁許

等之旨、寺家云、云寺領云、執務領掌

不可有相違之状如件、

享祿三年十二月六日

左京大夫(大内義隆) (花押影)

周銘藏主

(異筆)

「□□ナルヘシ」

(紙巻ハ書カ)

「御判物巻通

御判日下

武任」(和紙)

○一ノ六 朽木種綱書状(徳法書状)

就河州楠葉内神人紀氏(河内茨田郡)

北向跡事、俗別当被仰結儀、

於様体者、委細承候、就其今

度少彌方(天角定額)より拙者迄此趣

申来候キ、子細之趣者難申分候者、

御使者可被仰付候て、可被懸御意候、

其砌可申入候、恐々謹言、

六月六日(天文八年)

種綱(朽木) (花押影)

善法寺(光清)殿御報

○一ノ七 細川晴元書状(某書状)

早稲田大学図書館所蔵『諸家文書写』の紹介

下熊野与相論地事、

桂林院殿於御成敗者、不可

有相違候、仍和睦事、以仁木

上州申候、無子細者可然候、

下熊野にハ京都にて申含候了、

謹言、

八月十四日 (花押影)

西条九郎左衛門尉殿

○一ノ八 近衛植家書状 (某書状)

昨日出陣之由候、尤以

珍重候、則属本意

可為帰陣之条、旁

期面計候、猶周様可

申候也、かしく、

二月廿八日 (花押影)

三好筑前守殿



○一ノ九 道空書狀

尊札之旨委細拜見

仕候、仍就神領之儀、蒙

仰之趣、兵部少輔可申聞候、

次御折・御極拝領賞翫

畏悅候、近日以參上可申入之

旨、可得御意候、恐々謹言、

五月十九日 道空（花押影）

善王寺殿御坊中

○一ノ一〇 六角承禎書狀（六角義賢書狀）

此度之合戦、味方

得勝利、尤喜悅不

浅候、弥兼而申候通、

諸事三雲對馬守<sup>（定持）</sup>江

被仰談、可然存候、恐々

謹言、

〔元龜三年カ〕  
五月七日 承禎〔六角〕（花押影）

〔長原〕  
篠原右京進殿

○一ノ一一 秀□書狀（某書狀）

帷子も一

下置候也、

以上、

金ちいんに、

裕一と小袖

一下置候間、

申付渡候へく候、

心得候て可申候、

謹言、

八月十三日 秀□（花押影）

隼人正殿

○一ノ一二 波多野秀忠書狀

拙者江与力之儀

被仰合候、心得申候、

就其為合力、塩田

之内中分・上山内

田屋分・同所□□

跡職分・つゝ、ミ打<sup>(毀)</sup>

村内本所分等事、

進置候、万一於御

進退相違之儀候者、

雖為何時違篇可

申候、諸色御入魂可爲

肝要候、恐々謹言、

波多野

卯月十八日 秀忠（花押影）

山内左衛門大尉殿御宿所

○一ノ一三 細川晴国書状

城州五条町山門領

地子代官職并能勢

新右衛門尉跡・丹州粉井本

所分等之事、(細川高國)三友院殿

余仁於不被仰付者、為新恩

可申付候、出張御忠節肝要候、

猶赤木兵部丞可申候、恐々謹言、

(天文二年)五月十二日 晴国(細川)(花押影)

野田彈正忠入道殿

○一ノ一四 武田晴信書狀

就高森之儀(竹篠)□□預御飛脚候、祝

着存候、諸口御味方相調、城中堅(甲斐山東郡)

固之由肝要候、仍尾州・井口(織田信長)只今(義元)対今川方

当敵之儀候、晴信駿州(武田)へ入魂之事者、

可有御存知候歟、若高森之城尾州・

井口へ有御渡者無曲候、其御分別

尤候、猶自甘利藤三(昌忠)所可申候、恐々

謹言、

追而、御用之子細候間、以中村美作守

申□御同心 九月廿七日 晴信（花押影）

可□□□□<sub>願</sub>、

木曾中□<sub>務</sub>大輔殿  
（義康）

○一ノ一五 細川氏綱充行状（北条氏綱判物）

淀魚市四分一

代官職之事、

申付候、猶多羅尾

左近大夫可申候、  
（<sub>綱知</sub>）

謹言、

二月二日 氏綱<sub>（綱知）</sub>（花押影）

石田修理亮とのへ

○一ノ一六 三好長慶判物（三好長俊判物）

<sub>（相因等）</sub>  
藏集軒領地子

銭事、任当知行之

旨、如先々、可令其

早稲田大学図書館所蔵『諸家文書写』の紹介

沙汰彼軒代候也、

恐々謹言、

三好

卯月十日 長慶（花押影）

下京六角櫛下

当地百姓中

○一ノ一七 毛利元就書狀

為年頭之儀、三十疋

到来、令祝着候、

猶自児玉（就忠）三郎右衛門尉

所可申候、謹言、

正月廿三日 元就（毛利）（花押影）

棕飛驒入道殿

○一ノ一八 北条氏政書狀

今度蒲原（駿河原郡）之仕合、不及是非候、

余令恐怖、其以來無音、背

本意存候、随而誠小地二候得共、  
富士之城被遂本意間、為居住之  
地、豆州河津之内符河名進之候、  
(伊豆賀茂郡)  
恐々謹言、

(永禄十一年)  
極月十七日 氏政(北卷)  
(花押影)

(群忠)  
富士兵部少輔殿

○一ノ一九 常方書状

猶以重而之拙事

驚入候、別而顯心底候由

能々可被申越候、以上、

彼方より之書状共、何も披見候、

断御廻年節候、尤無余儀候間、

引違有間敷候、專御落居無相

違、貴様可為忠節候、当年之義者

無余日候間、来春必々調儀可

然候、被得其意、可被申越候、恐々

謹言、

十二月十一日 常方（花押影）

○一ノ二〇 今川氏真感状（今川氏真書状）

去九日、岡崎人数相動之

処、及一戰、即切崩、隨

分之者八人被討捕之由、雖

不始候、無比類動祝着候、

猶各可申候、恐々謹言、

八月十二日 氏真（花押影）

（本條四年）  
（今川）  
一長一照  
鵜殿藤太郎殿

○一ノ二一 三好長慶書状

鳥兵迄之御状令披見候、

仍食籠并銀瓶等送

給候、不存寄御芳情、

別而賞翫無申計候、

相積儀共、尚期面拜之時候

間、不能一二候、恐々謹言、



後七月八日 (天文十六年) 長慶 (三好) (花押影)

牧羊齋床下

○一ノ二二 徳川義直書状

御状令披見候、道中

無事御上之由珍重候、

当地相留儀も無之、

兩上様 (徳川秀忠家光) 弥御機嫌能被成

御座候、然者於熱田以

使申入候、御礼之義

御慰懃之至候、猶期

後音之節候、恐々

謹言、

尾張大納言

七月十五日 義直 (徳川) (花押影)

高松侍從殿御報 (生駒高俊)

○一ノ二三 黒田高政書状

早稲田大学図書館所蔵『諸家文書写』の紹介

以上、

儀太夫殿御上之間、

一書令啓候、今度

爰元御普請ニ付而、

儀太御越懸御目

中殿御無事之由

承、玆重ニ存事候、

我等事も別条無

之候間、可御心安候、

自躰來春、国

本可罷下候間、

於左地、其刻

以書状可申入候、隨而

左少之至ニ候へ共、

ちりめん<sup>三卷</sup>進之候、

誠音問之驗計候、

猶期後音候、恐々

謹言、

黒官兵衛

九月廿九日 高政(黒田)(花押影)

三助兵様御宿所

○一ノ二四 土井利勝書状

尚以善次郎殿儀承候、

聊疎意不存候、

此表之用之儀も御座候

者、可蒙仰候、以上、

五月十八日之貴札

拝見、畏存候、如仰

両(徳川秀忠、家光)御所様御機

嫌能被成御座候、

然者、大御所様へ

道明寺糲忝箱

二十袋入被成御上候、

其刻遂披露候

処、一段御仕合共三

御座候、将亦其許

御番之儀、弥無御

由断被仰付之由(通)

尤存候、次私へ為御

試糒十袋被懸

御意候、誠遠路之儀、

御懇志之段、畏存候、

恐惶謹言、

土井大炊頭

八月四日 利勝（花押影）

高木主水様

貴報

○一ノ二五 浅野長矩領地充行状（浅野長矩知行方目録）  
知行方目録

高式百五拾石者、

内、

式百石者、

本知、

五拾石者、加増、

右、令扶助訖、

全可領知者也、

仍如件、

浅内匠

元禄八<sup>乙</sup>亥年  
五月十四日  
長矩(讓券)(印判)  
(花押影)

植村与五左衛門殿

○一ノ二六 金地院崇伝書状

心善候間、

御膳ニ上り申候様ニ所希候、

猶御用次第候、貴様より

可被仰下候、又御自分

ニも御用意ニ候者、面々(マコ)ニ可被出

可令進入候、恐惶謹言、

金地院

六月廿四日 崇伝 (花押影)

○一ノ二七 源宗隣詠草（大友宗麟書狀）

なを頼めしめしか

はらのさしもくさ

我世の中に

あらむ限りは

源宗隣書

○一ノ二八 冷泉民部卿入道宗清書狀（久我式部入道直狀）

出題事、於田舎

就無道題者々、

可被出之候也、

冷泉式部卿入道

太永四年三月廿六日 宗清（花押影）

（冷泉為広）

兼純（兼善代）、吟次、

○一ノ二九 新田義貞書狀

直義（足利）朝臣鎌倉落被

上洛、其路次於駿河国

入江庄海道第一難所

也、相模次郎（北条時行）与力者共、若

道塞、士卒皆是危思、仍

如件、

建武二年 新田義貞（花押影）

七月二日

（足利尊氏）  
治部太輔殿

「（後筆）本書贋作疑なし、花押も尊氏に

同じ、こゝに文義のみ臨し置、缶」

○一ノ三〇 北条氏直虎之印

此判ハ小田原氏直御虎印、

稲荷山薬王寺玄印

法印、此一札を相調申候、

北条氏直虎印也、

北条氏直虎印

（虎印の図）

早稲田大学図書館所蔵『諸家文書写』の紹介

『諸家文書写』卷二

○二ノ一 官宣旨（前欠）

奉勅依請者、

応永停止国司妨、令左大史小槻宿祢隆職子

孫相伝知行社務事、

右、得同前解状云、謹檢案内、当社者以吉美侯

氏為社宜、所令行社務也、而世及澆季、人好凶惡、在

庁官人充課非法之国役、都諸人押好有限神（御脱力）

境、因茲去長承之比有事故、以当社々務、所寄付

左大史（史）小槻宿祢政重也、其後相伝執行社務不

乱、当社部要只在此人、望請官裁、永停止国司妨、

欲令隆職子孫執行社務者、同宣、奉勅依請者、

以前条々事如件者、同下知彼国既畢、宜承知、宣行（依脱力）、

承安二年十二月廿九日 大史紀朝臣

右中弁（重方）藤原朝臣（花押影）



○二ノ二 吉田社領家小槻家下文（三善清信下文）

下 吉田社領

可令開發荒野壹町募故石川女子男

給田事、

右、件給田、早令開發荒野、可令

引募之狀如件、

建久六年三月廿日

造東大寺次官<sup>（清信）</sup>三善朝臣（花押影）

○二ノ三 吉田社領家小槻家家司三善清信書下（某書狀）

六郎殿男殿給田開發事、

今度被取入檢注之由、被

訴申也、早任先度御

下文、可令沙汰除之狀

如件、

十一月十八日<sup>（三善清信）</sup> 造東大寺次官（花押影）

田所

○二ノ四 石川家幹讓状（平某讓状案）

たいらのあつそん（平）ありはん（朝臣）

よしたのしやりやうのうち、平（吉田）のいゑもとの（家幹）によし（女子）

あさおとことのにゆつりわたすてん（男殿）はく（田島）の事、

合し（正作）やうさく（正作）のた五ちやうのうち、いちやう、た、し（浜田）はまた

さいけ（在家）一（但）う（守）十（郎）内

又一（加）うくわう、

もとハ（麻立）ねき小次郎、

右、件（田島）のてんはく（田島）にをいてハ（相伝）さうてん（理）のりにまかせ

て、かの御せん（前）にゆつりあたへ了、し（自今以後）こんいこ

にをいてハ、いかなると（殿原）のはらさた人也といふ

とも、そのさまたけあるへからす、よんでこの

むねをもて、さた人らよろしくせう

ちすへし、あへて（敢）あしつす（遺失）へからす、

かるかゆへにもんで下、

けんき（建久）う三年四月七日 こん（権祝）はうり田（所）ところ

大とねり（舎人）はん

ち（地頭）とう（代兼案主）たいけんあんすはん □

○二ノ五 関東下知状

可令早常陸国吉田神宮寺

别当荣智領知、当寺領同□

□<sup>〔八日〕</sup>富郷内真美穴林村事、

任石河六郎高幹建保六年正月□□<sup>〔八日〕</sup>

寄進状、可令領掌之状、依□□<sup>〔下九〕</sup>

知如件、

延応元年三月四日

前武蔵平朝臣<sup>〔北条時頼〕</sup>（花押影）

修理権大夫平朝臣<sup>〔北条時頼〕</sup>（花押影）

○二ノ六 北条時頼下文

（花押影）<sup>〔北条時頼〕</sup>

下 陸奥国糠部五戸

補任地頭代職事、

左衛門尉平盛時

右人、為彼職、守先例、可令知行之

早稲田大学図書館所蔵『諸家文書写』の紹介

狀如件、以下、

寛元四年十二月五日

○二ノ七 関東御教書

御公事間事、於遠江前司盛連跡者、

可為次郎左衛門尉光盛支配之由、被定下了、

至兄弟等新給相模国所々者、為大介

沙汰、随分限令支配、自今以後、相具盛連跡、

可被勤仕之狀、依仰執達如件、

建長元年八月十日

〔北条時頼〕  
相模守 (花押)

〔北条重時〕  
陸奥守 (花押)

三浦介殿

○二ノ八 吉田社領家小槻有家下知狀 (小槻有家下文)

〔小槻有家〕  
(花押影)

当社領内本郷田所職事、

更不可有相違、只今為本郷、

無其過之故也、且此子細、被

申吉田地頭許了、存此旨、  
任例、所当以下事、可被交  
沙汰之状、下知如件、

弘長二年十一月十五日 預所沙弥（花押影）  
吉田社權祝殿

○二ノ九 左兵衛尉某奉書

（花押影）

常陸国吉田社領内吉沼村團、

囧請申之旨、田所長経（元カ）所□

給也、定請料貳拾伍貫文、不□（云カ）

損否、以毎年十一月中、無懈怠可

令京進、若有遲々不法者、如元、

可被下遣別御使、無其儀者、

不可及御改易之状如件、

弘安六年十一月十三日

左兵衛尉重□（花押影）

○二ノ一〇 北条宗宣下文

補任

常陸国(新治郡)下妻庄大宝八幡宮

別当職事、

源成

右、以人所補任也、早任先

例、可致沙汰之状如件、

徳治三年三月九日

(北条宗宣)  
陸奥守 (花押影)

○二ノ一一 將軍 (守邦王) 家政所下文 (將軍家政所下文)

將軍家政所下

可令早三浦介時明法師法名道朝領知

村并小次郎知貞跡事、

右、為出雲国金沢郷田地替、所被

充行也者、早守先例、可致沙汰之

状、所仰如件、以下、

延慶二年八月廿四日 案主菅野

(二) 藤原行徳  
令左衛門少尉藤原

知家事

(北条師時)  
别当相模守平朝臣(花押影)

(天弘宗直)  
陸奥守平朝臣(花押影)

○二ノ一二 宇都宮通綱着到状

宇都宮肥後權守通綱、今月

十八日、自茅屋城一族相共令

馳参候畢、以此旨、可有御披

露候、恐惶謹言、

元弘參年五月廿日 肥後權守通綱

承了(足利氏)  
(花押影)

○二ノ一三 中務大輔某施行状

陸奥国好嶋庄(岩城郡)預所伊賀左衛門三

郎盛光申好嶋山事、重訴状如此、

地頭好嶋彦太郎泰行背下知、不打渡

云々、早白河上野入道相共、(賴朝宗也)荳彼所、

守下知状、仍仰付于盛光、可執進請取状、若

不叙用者、載起請詞、可注申之旨、先  
度被仰下之処、不事行候、招罪科敷、不日  
可被申左右之状、依仰執達如件、

正慶元年八月十八日 中務大輔（花押影）  
小山出羽入道殿

○二ノ一四 足利尊氏袖判下文

（足利尊氏）  
（花押影）

下 三浦介平高繼

可令早領知相模国大介職并

三浦内三崎・松和・金田・菊名・網代・

諸石名大磯郷在高麗寺、俗別当職、東坂間・

三橋・末吉、上総国天羽郡内古谷・吉

野両郷、大貫下郷、撰津国都賀

庄、豊後国高田庄、信濃国村井郷内

小次郎知貞跡、陸奥国糖部内五戸・

會津・河沼郡議塚并上野新

田父介入道々海、跡本領事、



右以人、為勲功之賞、所充行也者、守  
先例、可致沙汰之状如件、

建武二年九月廿七日

○二ノ一五 伊賀盛光着到状  
着到

陸奥国御家人

式部伊賀三郎盛光

右、常陸国武生城<sup>建武三年七月</sup>  
廿二日所馳参也、仍着到

如件、

建武三年七月日

承了<sup>(佐竹義徳)</sup>  
(花押影)

○二ノ一六 某卷数返事(某卷数請取状)

卷数一枝喜

賜候了、殊

被致精誠候之

条目出候、恐々

謹言、

二月十一日 義□（花押影）

建武四年

吉田神宮寺別当御房

○二ノ一七 光明天皇口宣案（宣旨写）

建武四年八月廿八日 宣旨

從五位下平高蓮

宜叙從五位上

藏人民部權大輔藤原清經奉

上卿 左衛門督

○二ノ一八 嘉昌書狀（某書狀）

依小田龜房丸田中庄押領

（常陸筑波郡）

政所、於金田要害、對小田及

三ヶ年、数ヶ度致合戦之処、

致同心、家人数多被疵、至没

落割<sup>割</sup>、被致隨身之段、忠節無

比類候、然間彼庄之内、田中郷

薬師堂別当職事、御望之

間、進補任候也、恐々謹言、

寛正三年十月五日 嘉昌（花押影）

祐弁律師

○二ノ一九 足利高基書状

今度一戦之鬪躰、誠無是非次第候、即

以使節、可<sup>レ</sup>圀<sup>レ</sup>□□候之處、路次等不自由

之間、無<sup>レ</sup>□<sup>レ</sup>鬪<sup>レ</sup>□之非別条候□□之

方無恙其地へ被納馬候之条、令満足候、

当地於落居上者、一途其口へ可成行候、

於爰元者、心易可被存候、彼僧心安人躰候、

具口上之義可被申御含候、雖聊爾之様候、壬生へ

被移候者可然、其故者結城其外も壬生

口へ櫓於相構之由其聞候、水谷事も宮領へ

入手候、惣別近辺之様躰も大切候、梶原事をも

在所ニ指置候、次此地事、本意不可有程候、

将又佐野所へ節々懇切被申越可然、尚々

此度其方用ニ不立候、誠無面目候、一度

顯其意趣度まで候、彼口上自然可申

落事あるへく候間、具染自筆候、謹言、

九月一日 高基(足利)  
(天永六年九) (花押影)

宇都宮左馬権頭殿(忠綱)

尚々高基令存命

候者、さりととも其方本意をハ

□ 萬々野中可申候、

○二ノ二〇 結城晴朝書状

如承意、先日者申宣候処、御懇答本

望至極ニ候、太田へ被立使者之由、肝要之至候、

両所被打越候者、物近ニ諸篇御相談可

然候、殊以書付承意趣、令得其意候、委細

彼相雇口門候条、不能具候、恐々謹言

五月四日 晴朝(結城)  
(花押影)

(国綱)  
宇都宮殿

○二ノ二二 結城晴朝書狀

急度啓札、仍西口模様無心元付而、(佐野俊綱)天徳寺へ

企使者候処、条々返答、彼添状之写(宇都宮)国綱

為御披見進之候、天徳寺被申越意趣、

具<sub>二</sub>得心、因茲明日太田<sub>江</sub>以岩上隱岐守

可申届候、吉凶可為火急候間、其地<sub>江</sub>佐左中

早速被引着、国綱御相談之義馳走任

入候、委細太田左京亮口上<sub>三</sub>可有之候、恐々謹言、

(天保十二年)卯月廿八日 晴朝 (花押影)

芳賀伊賀守殿  
(高維)

○二ノ二二 芳賀高継書狀

急度啓達、仍当地興禪寺之僧去年<sub>上</sub>□□<sub>洛</sub>、

今度下着之砌南陣<sub>三</sub>三夜在留、一両<sub>目</sub>□□<sub>以</sub>

前帰着、彼諸之模様、(佐竹善助)金吾・中書委細申述候、  
(兼光)

定可被達上聞候、猶御珍意も候者、追而可申達候、

此旨宜有御披露候、恐々謹言、

芳賀伊賀守

九月朔日 高繼（花押影）

小田野刑部少輔殿

○二ノ二三 宇都宮国綱書状

態可申届処、大和田左馬助帰路幸之間、啓述候、

然者昨夕（二）瀧川左近（一）爰（二）元（一）両使差越候、（字部）国綱出

陣之儀、載紙上候、書面為御披見進候、委細自

是以使者可申候、猶左馬助可在口上候、恐々謹言、

（永正十三年）  
卯月四日 国綱（花押影）

佐竹殿

○二ノ二四 北条氏照書状

昨十九日之御注進状、今日廿日參着披見、仍

佐竹中務（東義久）去十八（日取也）着宮、義重（佐竹）今明之内可被

打出之由注進候哉、昨日從小田殿御注進も同前（二）候、

動筋者、此度者鹿沼へ与被申越候、又昨夕從

結城欠落之者來候、彼者申所も鹿沼へ之動

与申候、不審ニ候、可為表裏候、如蒙仰其口へ之

動敷、小山口敷、小山口ニ者、何ニても致事有間敷候

之条、多者其口之可為行候、從小山・榎本差

引如何ニも、令得其意候、其地へ之動ニ付而者、加勢

可申候、漸当方も被打出候、於此度一途付可申候、

万一於動來者、申合可致一行候、敵敗北可

不有程候、尚御注進待入候、恐々謹言、

(天正六年)  
卯月廿日 (北条) 氏照 (花押影)

(義雄)  
壬生上総介殿

回答

○二ノ二五 佐竹義重書状

越苻へ被相立脚力帰着、(上杉)輝虎□□

則越給候、本望之至候、然者倉田(武藏北尾立郡カ)□

差越之由簡用候、(肝要)萩原主膳当方へ

参着候者、様子承届、味方中申合

令出馬、万可申合候、委曲期其節候、

恐々謹言、

(天正二年九)  
霜月十日 義重(佐竹)  
(廣綱)  
(花押影)

宇都宮殿

○二ノ二六 豊臣秀吉朱印状

長々在陣辛勞候、

(徳川家康)  
大納言・中納言(豊臣秀次)

申次第、無(池)由断

相動、隙明候者、

頓而可歸陣候、

此方へ不及届候、

猶石田治部少輔(三成)

可申候也、

(天正十九年)  
八月廿六日 朱印影(豊臣秀吉)

宇都宮弥三郎殿(国綱)



## 早稲田大学図書館所蔵 諸家文書写 文書目録

番号	文書名	「古典籍総合データベース」 文書名	和 暦	月 日	文書群名	刊 本	所蔵者名	備 考	法量 縦×横 (単位: cm) (特に注記のない場 合は墨線)
1-1	土岐頼貞軍勢 催促状	源頼貞軍勢催 促状	建武3年	2月11日				編纂所: 白紙竹写真 780 11169	229×21.5
1-2	結城宗広遺状	結城運忠直状	建武4年	10月2日					
1-3	足利尊氏御判 御教書	足利尊氏判物	観応3年	7月28日			熊谷市立熊 谷図書館		
1-4	妙雲院文深聖 訟書状	足利満兼判物	永享3年	7月19日					
1-5	大内義隆安堵 状	大内義隆安堵 状	享禄3年	12月6日	「古今消息集」 四				
1-6	朽木稻綱書状	徳法書状	天文8年	6月6日				「石清水文書6」『菊 大路文書』(関連史 料あり)	24.3×36.0
1-7	細川晴元書状	某書状	年未詳	8月14日					25.4×29.0
1-8	近衛相家書状	某書状	年未詳	2月28日	「狩野亨吉氏蒐 集文書」		京都大学	「狩野亨吉氏蒐集文 書」192	18.9×37.6
1-9	道空書状	道空書状	年未詳	5月19日				「戦国逸文」佐々木 六角氏補遺編37とし て収録予定	25.4×38.6
1-10	六角承禎書状	六角義賢書状 (元亀3年 カ)	元亀3年	5月7日					15.0×37.7
1-11	秀口書状	某書状	年未詳	8月13日					15.7×37.0
1-12	波多野秀忠書 状	波多野秀忠書 状	年未詳	4月18日	「狩野亨吉氏蒐 集文書」		京都大学	「狩野亨吉氏蒐集文 書」19	13.1×37.0
1-13	細川晴国書状	細川晴国書状	(天文2年)	5月12日					14.7×31.0

1-14	武田晴信書状	武田晴信書状	(永祿2年 カ)	9月27日	『古今消息集』 五	【戦国遺文】武田氏編645		【戦国遺文】（注早稲 田大学図書館所蔵 『諸家文書写』典拠	251×326
1-15	細川氏綱充行 状	北条氏綱判物	年未詳	2月2日	『古今消息集』 五				146×246
1-16	三好長慶判物	三好長俊判物	年未詳	4月10日					137×322
1-17	毛利元就書状	毛利元就書状	年未詳	3月3日					158×299
1-18	北条氏政書状	北条氏政書状	(永祿12年)	12月17日	『古今消息集』 四	【神奈川県史】資料編3古 代・中世3下「富士文書」 7908 / 『静岡県史』資料編8 中世4「古今消息集」134/ 【戦国遺文】後北条氏編1357			
1-19	某常方書状	常方書状	年未詳	11月11日					24.7×32.1
1-20	今川氏真感状	今川氏真書状	(永祿4年)	8月12日	【関沢文書】	【愛知県史】資料編11織豊1 【関沢文書】149			19.4×38.2
1-21	三好長慶書状	三好長慶書状	(天文16年)	閏7月8日					21.8×37.7
1-22	徳川義直書状	徳川義直書状	年未詳	7月15日					19.8×47.4
1-23	黒田高政書状	黒田高政書状	年未詳	9月29日					19.3×97.6
1-24	土井利勝書状	土井利勝書状	年未詳	8月4日					17.8×93.6
1-25	浅野長矩領地 充行状	浅野長矩知行 方目録	元禄8年	5月14日					
1-26	金地院崇伝書 状	金地院崇伝書 状	年未詳	6月24日					17.5×26.5
1-27	源宗隣和歌詠 草	大友宗麟書状	年未詳	未詳					
1-28	冷泉民部卿入 道宗清直状	久我式部入道 直状	大永4年	3月26日	京都大学付属因 書館谷村文庫所 蔵「出題御免許 之御添状并詠 歌」			京都大学	
1-29	新田義貞書状	新田義貞書状	建武2年	7月2日					

1-30	北条氏直虎之印	—	—	—	—	—	—	—	—	虎印9.1 (方形部分 7.5) × 7.2	
21	官宣旨	官宣旨案	承安2年	12月29日	「吉田神社文書」	『茨城県史料』中世Ⅱ「吉田神社文書」87	※1				
22	吉田社領家小槻家下文	三善清信下文	建久6年	3月20日	「吉田神社文書」	『茨城県史料』中世Ⅱ「吉田神社文書」77 【鎌倉遺文】776	※1				
23	吉田社領家小槻家司三善清信書下	某書状	年未詳	11月18日	「吉田神社文書」	『茨城県史料』中世Ⅱ「吉田神社文書」9/ 【鎌倉遺文】1168	※1				
24	石川家幹議状	平某議状案	建久3年	4月7日	「吉田神社文書」	『茨城県史料』中世Ⅱ「吉田神社文書」88	※1				
25	関東下知状	関東下知状案	延応元年	3月4日	「吉田兼王院文書」	『茨城県史料』中世Ⅱ「吉田兼王院文書」1/ 【鎌倉遺文】5396	※2				
26	北条時頼下文	北条時頼下文	寛元4年	12月5日	「常陸宇都宮文書」	【鎌倉遺文】6768					
27	関東御教書	関東御教書	建長元年	8月10日	「小田部庄左衛門氏所蔵文書」(「宇都宮文書」)	『福島県史』7 (古代中世資料) 宇都宮文書133-1/ 【鎌倉遺文】7106/ 『神奈川県史』資料編1 古代・中世1 宇都宮文書405	小田部庄左衛門氏				天に朱線あり。 427
28	吉田社領家小槻有家下文知状	小槻有家下文	弘長2年	11月15日	「吉田神社文書」	『茨城県史料』中世Ⅱ「吉田神社文書」35/ 【鎌倉遺文】8893	※1				
29	左兵衛尉某奉書	左兵衛尉某奉書写	弘安6年	11月13日	「吉田神社文書」	『茨城県史料』中世Ⅱ「吉田神社文書」47/ 【鎌倉遺文】14998	※1				
2-10	北条宗宣下文	北条宗宣下文写	徳治3年	3月9日	「吉田兼王院文書」	【鎌倉遺文】23196	内閣文庫				

2-11	將軍守邦王家 取所下文	將軍家政所下 文	延慶2年	8月24日	「小田部庄左衛門氏所藏文書」(「宇都宮文書」)	「福島県史」7「声名文書」(古代中世史料)106-1/ 【鎌倉遺文】23755	小田部庄左衛門氏	天地に朱線あり。 34.3×49.2
2-12	宇都宮通綱着 到状	宇都宮通綱着 到状	元弘3年	5月20日	「小田部好伸氏所藏文書」(「宇都宮文書」)	「栃木県史」史料編2「小田部庄右衛門氏所藏文書」139	小田部好伸氏	天地に朱線あり。 32.7×40.8
2-13	中務大輔某施行状	中務大輔某施行状	正慶元年	8月18日	「陸奥飯野八幡文書」	「福島県史」7「古代中世史料」63-5/「鎌倉遺文」31806/「栃木県史」史料編中世3「飯野文書」1	飯野八幡宮	
2-14	足利直義下文	足利尊氏補判 下文	建武2年	9月27日	「小田部庄左衛門氏所藏文書」(「宇都宮文書」)	「兵庫県史」史料編中世20「宇都宮文書」1/ 「群馬県史」資料編6中世2「宇都宮文書」618	小田部庄左衛門氏	天地に朱線あり。 32.7×48.1
2-15	伊賀三郎盛光 着到状	伊賀盛光着到 状	建武3年	7月 日	「陸奥飯野八幡文書」	「福島県史」7「古代中世史料」6-49	飯野八幡宮	28.1×38.5
2-16	某卷数請取状	某卷数請取状 写	建武4年	2月11日	「吉田兼王院文書」	「茨城県史料」中世編II「吉田兼王院文書」16	※2	15.1×35.9
2-17	光明天皇口宣 案	宣旨写	建武4年	8月26日				31.7×44.4
2-18	嘉昌書状	某書状	寛正4年	10月5日	「日輪寺文書」	「茨城県史料」中世編I「日輪寺文書」6		
2-19	足利高基書状	足利高基書状 カ)	(大永6年 カ)	9月1日	「小田部好伸氏所藏文書」(「宇都宮文書」)	「畿内道文」古河公方編545/ 「栃木県史」史料編2「小田部庄右衛門氏所藏文書」141	小田部好伸氏	31.2×46.0
2-20	結城晴朝書状	結城晴朝書状	年未詳	5月4日	「小田部好伸氏所藏文書」(「宇都宮文書」)	「栃木県史」史料編2「小田部庄右衛門氏所藏文書」145	小田部好伸氏	朱線。 34.4×33.7
2-21	結城晴朝書状	結城晴朝書状 写	(天文12年 カ)	4月28日	「小田部好伸氏所藏文書」(「宇都宮文書」)	「栃木県史」史料編2「小田部庄右衛門氏所藏文書」120	小田部好伸氏	朱線。 34.6×44.3

2-22	芳賀高継書状	芳賀高継書状	年未詳	9月1日	「小田部好伸氏所蔵文書」(「宇都宮文書」)	「栃木県史」史料編2「小田部庄右衛門氏所蔵文書」88	小田部好伸氏		朱鑑。34.0×38.3
2-23	宇都宮国綱書状	宇都宮国綱書状	天文13年	4月4日	「小田部好伸氏所蔵文書」(「宇都宮文書」)	「栃木県史」史料編2「小田部庄右衛門氏所蔵文書」87	小田部好伸氏		地に朱線あり。33.4
2-24	北条氏熙書状	北条氏熙書状	天正6年	4月20日	「小田部好伸氏所蔵文書」(「宇都宮文書」)	「栃木県史」史料編2「小田部庄右衛門氏所蔵文書」91/ 「戦國遺文」後北条氏編1986	小田部好伸氏		27.1×42.2
2-25	佐竹義重書状	佐竹義重書状	(天正2年か)	11月10日	「小田部好伸氏所蔵文書」(「宇都宮文書」)	「栃木県史」史料編2「小田部庄右衛門氏所蔵文書」142	小田部好伸氏	「栃木県史」では天正2年かと比定。これにより充所を広瀬と比定。「古典籍総合データベース」では年未詳とし、充所を国綱と比定	32.1×35.5
2-26	豊臣秀吉朱印状	豊臣秀吉朱印状	天正19年	8月22日	「小田部好伸氏所蔵文書」(「宇都宮文書」)	「栃木県史」史料編2「小田部庄右衛門氏所蔵文書」149	小田部好伸氏	天正19年の九戸政実の乱に関する文書	22.4×50.1

※1 「吉田神社文書」の原本は、昭和20年8月に社殿とともに焼失。江戸時代の模写本、転写本が多数現存している。静嘉堂文庫所蔵「吉田社文書」、静嘉堂文庫所蔵「常陸邦吉田社文書」、内閣文庫所蔵撰軒文書纂所収「吉田神社文書」、茨城県立図書館所蔵「吉田神社文書」、新編常陸国誌所収「吉田神社文書」等(「茨城県史料」中世編Ⅱ解説)。

※2 「吉田薬王院文書」の原本は明治初年の火災で焼失。江戸時代の写本がいくつが残る。彰考館所蔵「常州吉田薬王院所蔵文書」(5冊)、内閣文庫所蔵撰軒文書纂所収「吉田薬王院文書」(5冊)、静嘉堂文庫所蔵「常州薬王院文書」(上下2冊)、静嘉堂文庫所蔵「薬王院文書」(5冊)、(「茨城県史料」中世編Ⅱ解説)。

應官人三課外法、國役郡諸人、姑有限制、  
 隨自益去、未、既有事、故、當、林、勢、而、客、待、  
 在大、小、柳、宿、祿、政、堂、其、後、傳、傳、凡、行、林、勢、不、  
 禮、高、祿、事、要、在、此、人、望、諸、軍、載、不、停、回、守、坊、  
 欲、令、僅、傳、子、孫、執、行、林、勢、者、同、官、年、初、依、諸、禮、  
 以、而、宗、事、如、件、者、同、下、和、彼、國、既、主、家、如、宗、  
 美、五、事、于、厚、禮、也、  
 大、文、如、朝、  
 在、中、并、藤、原、朝、  
 朝、

下 吉田 頼

可令開發野田町界故石川女子男

給因事

右件給田早公開發野田可令

引券之状如申

建久六年三月廿日

遠東寺啓書類

赤坂殿男政所御同齊

上段近取又檢院上段

折上御代是度取

吉田社領家小畑家家司三善清信書下 (『諸家文書写』2-2)